

令和 7 年第 8 回 8 月

つがる市農業委員会総会議事録

つ が る 市 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和7年8月7日(木) 午後2時00分から午後2時27分

2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

3. 出席委員数 36人中、30人出席

4. 出席委員名

1. 松橋 正行 3. 高橋 敦樹 5. 三橋 美也 6. 杉野森由美子 8. 長谷川勝則
9. 田戸岡 誠 10. 太田 善造 11. 三橋 衛 12. 野宮富喜子 13. 笠井 正己
14. 新岡 亮 15. 吉田 秀美 16. 菊池 昭二 17. 葛西 勝久 18. 秋田谷廣次
19. 工藤しのぶ 20. 成田 金春 21. 杉森 広宣 22. 今 輝義 24. 三橋 弘
25. 長谷川一幸 27. 長谷川秀樹 28. 小山内 壽 29. 藤本 正彦 31. 稲葉 武彦
32. 福井二三夫 33. 工藤 宰 34. 横山 治彦 35. 神 文敏 36. 浅見 春樹
計 30 人

5. 欠席委員 2. 古坂 光司 4. 盛 彰一 7. 小笠原 繁 23. 鎌田 誠
26. 工藤 恒實 30. 工藤 正樹 計 6 人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第46号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第47号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第48号 農地に該当するか否かの判断について

議案第49号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第50号 公売買受適格者の証明について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：中野拓哉 副参事：竹内攻規 次 長：村田龍治 主 幹：吉村 翔
主 査：吉田純也 任用職員：工藤賢聖 計 6 人

8. 会議の概要

事務局長(中野拓哉)

委員の皆様が揃いましたので、「令和7年第8回(8月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

本日は、お忙しいところ、総会にご出席いただきましてありがとうございます。

暦のうえでは、今日が立秋ということで秋になろうとしています、暑さで実感が湧かない感じです。

さて、26日に西つがる地区の大会が開催されますので全員の出席をお願い致しまして大会を盛り上げたいと思います。

本日は8月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（中野拓哉）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、36名中30名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。

「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には3番 高橋敦樹委員、5番 三橋美也委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第46号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第47号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第48号 農地に該当するか否かの判断について

議案第49号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第50号 公売買受適格者の証明について

以上、報告1件、議案5件、計6件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告させます。

事務局報告（吉村主幹）

1ページをお開きください。報告第14号について説明致します。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和7年8月7日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第14号は、1ページの番号107番から5ページの番号117番までの11件です。解約は全て田で面積は合わせて81, 193㎡となっております。解約の理由は全て合意による解約です。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第46号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉村主幹）

それでは、6ページをお開きください。議案第46号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和7年8月7日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第46号は、番号301番から16ページの番号324番までの24件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」の申請が2件で面積は田が31, 767㎡、畑が32, 921㎡。「一般の売買」の申請が5件で面積は田が770㎡、畑が1, 286㎡、樹園地が2, 660㎡。「贈与」の申請が11件、面積は田が95, 204㎡、畑が13, 950㎡となっております。その他、「賃貸借」の申請が3件、面積は田が10, 229㎡、畑が23, 837㎡。「解除条件付き賃貸借」の申請が3件で、面積は田が16, 430、畑が8, 312㎡となっております。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから8ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。次に、売買価格について説明します。6ページの301番の畑は総額200万円、10a当たり6万1千円、302番の田は総額800万円、10a当たり25万2千円、7ページの303番の樹園地は総額40万円、10a当たり15万円、304番、305番、8ページの306番の田は全て10a当たり20万円、307番の畑は総額20万円、10a当たり15万6千円、となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第４６号の質疑を終結致します。

これより、議案第４６号を採決致します。おはかり致します。議案第４６号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第４６号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第４７号 農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。

この案件については、３１番 稲葉武彦委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

(３１番 稲葉武彦委員が退席)

議 長（藤本正彦会長）

それでは、議案第４７号について説明を求めます。

事務局説明（吉村主幹）

それでは１７ページをご覧ください。議案第４７号について説明致します。

「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第１条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和７年８月７日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第４７号は、番号９１４番と番号９１５番の２件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」の申請が１件で、面積は田が１２，６３５㎡。「贈与」の申請が１件で、面積は畑が６４８㎡となっております。別添の農地法第３条調査書９ページのとおりに、許可要件の全てを満たしていると思われます。次に、売買価格について説明します。１７ページの９１４番の田は総額２５４万１，２００円、１０ａ当たり２

０

万１千円となっております。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第４７号の質疑を終結致します。

これより、議案第４７号を採決致します。おはかり致します。議案第４７号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第４７号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

３１番 稲葉武彦委員、入室願います。

(３１番 稲葉武彦委員入室し着席)

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第４８号 農地に該当するか否かの判断について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

１８ページをご覧ください。「議案第４８号 農地に該当するか否かの判断について」。耕作放棄地に係る農地法第２条第１項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について、審議を求める。令和７年８月７日提出、つがる市農業委員会会長。

１９ページから２１ページをお開きください。表の左から、土地の所在地、地目、面積、所有者氏名、耕作放棄地の把握年月日、今年度の現況確認年月日となっています。委員のお手元に、現地調査結果報告書を配布しています。地区ごとに農業委員３名と事務局で調査し「既に森林の様相を呈しているなど農地に復元することが困難である。」と判断し非農地として確認しています。

内訳としましては、木造地区、田が５筆で１，３４３．０６㎡、畑が３筆で１，２５３㎡、合計８筆で２，５９６．０６㎡。柏地区、樹園地が２筆で１，５３２㎡。森田地区、樹園地、１筆１４，３５０㎡、畑２筆、２，７８７㎡、田が１筆２０６㎡、合計４筆で１７，３４３㎡となっております。本日の総会で非農地と判断された場合には、今月末頃までに所有者またはご家族の方に非農地通知書を発送する予定です。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。農業委員３名と事務局職員に現地調査と、その状況を確認させております。「農地に該当するか否かの現地調査結果報告書」の写しをお手元に配布しておりますので、現地確認の報告を省略致します。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第４８号の質疑を終結致します。

これより、議案第４８号を採決致します。おはかり致します。議案第４８号は「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議案第４８号は「非農地」と判断することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第４９号 農地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

それでは２２ページをご覧ください。議案第４９号について説明致します。

「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求める。令和７年８月７日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第４９号の件数については、売買一括が１件となっております。権利者及び対象農地、内容については記載のとおりです。番号１番、所有権を移転する農用地は、柏桑野木田の樹園地２筆で、面積は７，１８４㎡です。売買価格は１０ａ ３００，０００円となっております。こちらの案件は今年５月総会で審議されたものですが、譲受人の融資の調達が振込日までに間に合わなかったことにより、促進計画（裏面２共通事項(2)）に基づき、当該計画の法律関係が失効したため、再度申請する運びとなりました。

以上、促進計画案の売買一括で所有権を移転する農地につきましては、農地取得後の耕作基準面積等のあおもり農業支援センターが定める農地売買等事業の各要件をすべて満たしております。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第４９号の質疑を終結致します。

これより、議案第４９号を採決致します。おはかり致します。議案第４９号は、原

案のとおり要請することにご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は、原案のとおり要請することに決定致しました。

議 長 (藤本正彦会長)

次に、「議案第50号 公売買受適格者の証明について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明 (吉村主幹)

それでは、24ページをご覧ください。議案第50号「公売買受適格者の証明について」。農地法第3条の適用を受ける土地について、下記のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き、許可するものとする。令和7年8月7日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件は、屏風山土地改良区が7月17日付けで公告した公売への証明願です。入札日時は8月18日の午前10時からとなっており即日開札です。売却決定日時は8月25日午前10時です。番号2番の願出人は農地法第3条調査書10ページのとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、当該土地の買受をするにあたり問題は無いものと思われます。以上で説明を終わります。

議 長 (藤本正彦会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ないようですので、議案第50号の質疑を終結致します。これより、議案第50号を採決致します。おはかり致します。議案第50号は、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は、原案のとおり証明することに決定致しました。

議 長 (藤本正彦会長)

次に、議事日程第４の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

１．次期総会日程（案）について（中野事務局長）

- １）日 時 令和７年９月３日（水） 午後２時００分より
場 所 生涯学習交流センター「松の館」２階 視聴覚室
- ２）日 時 令和７年１０月３日（金） 午後２時００分より
場 所 生涯学習交流センター「松の館」２階 視聴覚室

２．事務連絡

- １）農業委員会大会・研修会について（工藤会計年度任用職員）
- ２）農用地のあっせんのお願について（吉田主査）
- ３）２０２５年度版農家相談の手引の配布について（村田次長）

議 長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

（発言がなし）

議 長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和７年第８回（８月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。